

事 務 連 絡
令 和 4 年 3 月 17 日

公益社団法人 日本義肢装具士協会 御中

厚生労働省保険局医療課

「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」の一部改正について

標記について、別添のとおり、都道府県知事及び地方厚生（支）局長あて通知したのでお知らせします。